

平成 30 年度 京都市立伏見板橋小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では教職員の指導力を高め、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

全ての子どもが社会の一員としての正しい規範意識を身につけるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの解決に向け、主体的に動けるよう育む。いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子に対してはその背景も踏まえた対応を迅速かつ的確に行う。いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った保護者についても相談体制を確立し、必要な支援が行われるようにする。

2 いじめ対策委員会

構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教員 学年主任 事務職員
スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 各学年1名

役割・開催時期・児童、保護者への周知方法

- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の実施
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・年間の取組についての評価
- ・「取組評価アンケート」，「いじめ防止対策委員会」，「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・いじめ防止に関する資料の収集・提供
- ・開催期は，毎月及び，いじめ発覚時に速やかに行う
- ・児童朝会，PTA総会，学級懇談会等で周知

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

○ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・児童が自ら考え、判断し、行動できるような力を培う問題解決的な学習の充実。
- ・言語活動とコミュニケーション能力の育成・向上を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・教科担任制・交換授業の積極的な導入。
- ・自主学習プリント・家庭学習の工夫。
- ・必要な教材や掲示など学習環境の整備。

○ 道徳教育、人権教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・授業を通して、自己を見つめ、共に学び合える子の育成。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の充実。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施。
- ・月一回の人権に関わる学習の実施。（きらきらの日）

○ 児童同士の絆づくりの充実

- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・児童会活動などの活動充実。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・部活動を通しての励まし合い。
- ・たてわり活動や大なわ大会など異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。

○ 児童が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・学校内人権月間、週間による児童の「いじめ」撲滅キャンペーン
- ・各学級の人権目標の発表とふり返り。
- ・児童会主催の人権集会にて人権作文を発表。
- ・たてわり活動によるつながり体験。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・「伏見板橋小学校10の約束」（学校生活のきまりやルール）を決定
- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。

○ 学習環境の整備

- ・教室、校内の徹底した清掃と整理整頓。（場の乱れが心の乱れにつながる）
- ・学習の流れやポイントの分かる掲示物。
- ・校舎内の壁をきれいにし、汚れや落書きなどの未然防止をする。
- ・掲示物を厳選し、貼りすぎないようにする。（いたずら、いじめ防止）

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

○ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- 学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートの利用，児童の行動素振りなどからの「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- 保護者・児童向けに年数回「いたはしアンケート」を実施し，気にかかる部分の共通理解。
- クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と聞き取り，結果分析後の学級経営の見直し。学校体制で分析結果を共有。

(イ) 教育相談など

- 年2回のアンケート・クラスマネジメントシートに基づく学級ごとの相談活動の実施（全児童との相談）。
- 教育相談週間の設定と，週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- SSW，SCとの連携による教育相談

○ 日常の児童に関する情報共有

- いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会において定期報告と情報交換。
- 定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- 定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。
- 問題行動・いじめ発生時の情報共有のための部会の開催（随時）

○ 調査等の結果の検証及び組織的な対処

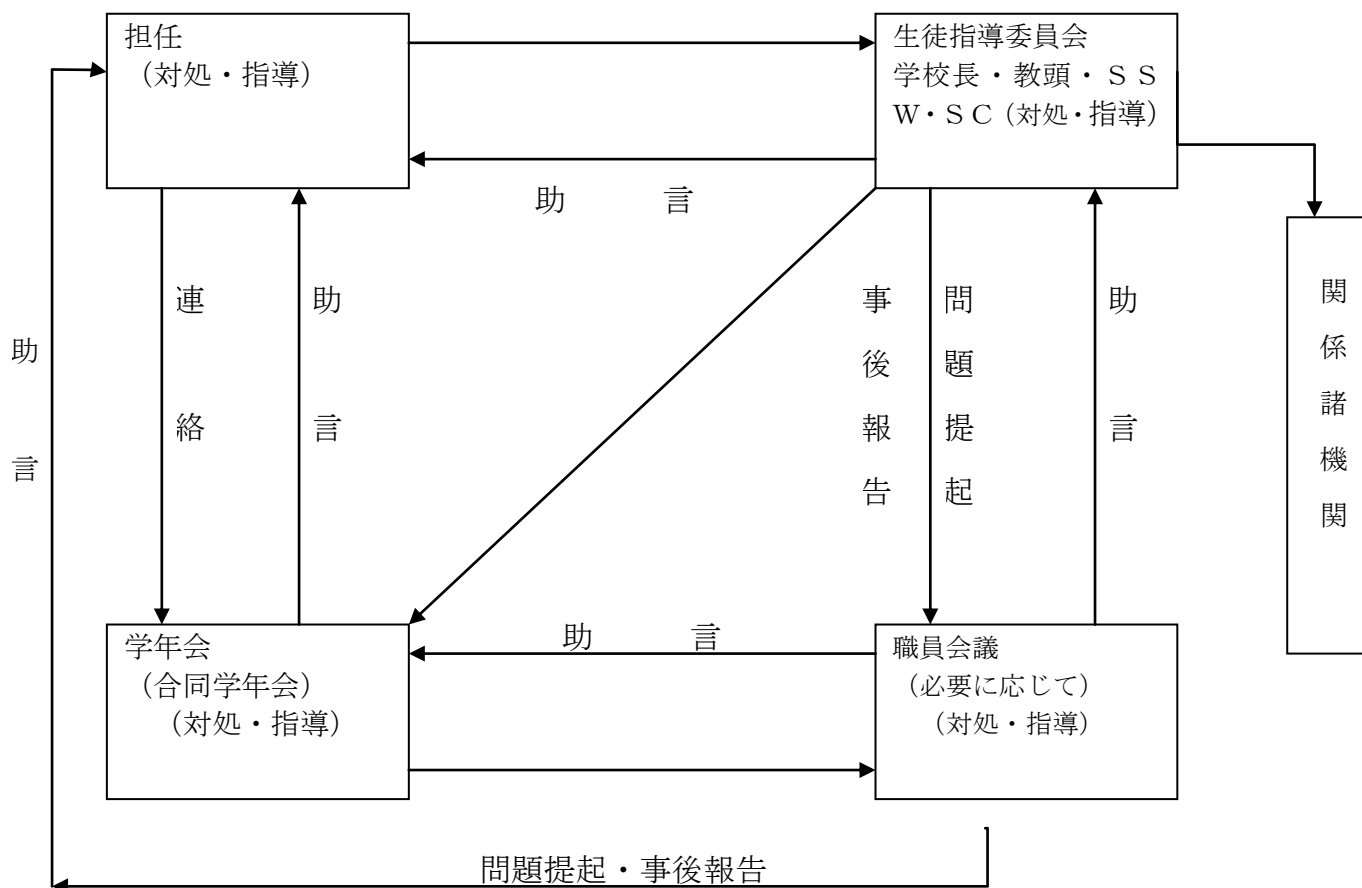
- いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会において結果検証と組織的な動きの構築。
- 登校，休み時間，掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- 全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ケース会議を月2回もち，問題の未然防止に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

○ 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けた時は，速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し今後の対策等について検討する。その際，いじめ防止対策推進法等を踏まえ，いじめの有無の確認について，被害児童の支援や加害児童への指導，周りの児童への状況把握，教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携，保護者への連絡や対応等について努めるとともに，解消改善及び再発防止に向けた取組を進める。

○いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



○インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・ケータイ教室
- ・家庭教育学級，地生連，参観授業等を活用しての地域への啓発。

○「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応，丁寧な聞き取り，正確な事実関係の記録。
(被害の態様，状況，構造，動機，背景など)
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・全教職員による臨時のいじめ・不登校対策委員会の実施，情報共有と対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級，学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・「いじめの解消」の定義を再確認し，見守りと再発防止に向けた取組。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

○内容・実施時期

- ・生徒指導体制に基づく「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修（学期ごと）による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の随時開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・道徳授業の充実（研究教科としての研鑽）。

4 保護者・地域、関係機関との連携

○保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。
- ・家庭教育学級での啓発。
- ・学校運営協議会やホームページでの取組の発信。

5 重大事態への対処

○基本的な考え方及び重大事件が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「早期発見・積極的に認知について」 「児童・保護者への広報について」 生徒指導研修会① 「生徒指導方針の共通理解」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 始業式及び入学式 学年・学級開き 全校朝会で「いじめ対策委員の紹介」 児童会「あいさつ運動」の強化 1年生を迎える会 「きらきらの日」の提案 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のいじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）*児童理解 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観① 学級懇談会①の中で保護者啓発 PTA総会で校長から取組の概要説明と啓発 家庭訪問週間
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 生徒指導校内研修会② 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法月間の校長講話を受けて、各学年児童の実態に応じて中で、いじめの問題について各担任より話す たてわり活動の結団式 部活動開校式でよりよい集団形成について話す。 休日参観日または自由参観に全学年道徳の授業を公開 きらきらの日 <p>【6年】非行防止教室 【6年】修学旅行事前指導（班決め・係り活動の充実）</p>		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 家庭訪問週間 学校運営協議会で説明① 休日参観の取組①
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート、無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級活動（2）仲間づくりに関する題材を使用して授業 各学級人権目標の決定と きらきらの日 わくわくタイム（たてわり活動） <p>【5年】山の家に向けて班決め・係り活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け啓発パンフレット配布 地生連で中学校区共通認識
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話を する きらきらの日 わくわくタイム（たてわり活動） 「夏休みのくらし」共通理解。 	<ul style="list-style-type: none"> 各クラス教育相談週間（個別面談） クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 無記名アンケートの実施（1～3年）学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会 地生連で「いじめ問題」の講演会 町別集会で地域委員と連携 いたはし祭り・サマーキャンプに向けて（地域との連携）

8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 生徒指導校内夏季研修会③ 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休み明け児童会「あいさつ運動」 長期休業明けに子どもたちの様子を確認する。 		<ul style="list-style-type: none"> 長期休業明けPTA声かけ運動
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動会 きらきらの日 わくわくタイム（たてわり活動） 		<ul style="list-style-type: none"> PTA企画委員会 御香宮ちびっこ相撲大会
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」の実施に向けて 職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> きらきらタイム わくわくタイム（たてわり活動） <p>【4年】みさきの家 休日参観日または自由参観に全学年道徳の授業を公開</p>		<ul style="list-style-type: none"> PTA企画委員会 取組の途中経過 学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて 生徒指導校内研修会④ 「授業を伴う研修会の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日参観日または自由参観に全学年道徳の授業を公開 きらきらの日 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施，学年集約と共有② 教育相談週間（個別面談）② クラスマネジメントシート（4年～6年）②実施 	
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 生徒指導校内研修会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権朝会・集会 人権標語の作成と発表 学習発表会 わくわくタイム（たてわり活動） 		<ul style="list-style-type: none"> 人権学習参観⑤ 人権月間「学校だより」で啓発 個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 きらきらの日 人権に関わる授業参観・懇談会 <p>【4年】1/2 成人式を取組 【1年】ニコニコ会</p>		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観⑥ 地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「無記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 生徒指導校内研修会⑥（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> きらきらの日 <p>【6年】卒業遠足 【2年】なかよし会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無記名アンケートの実施（1～3年），学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会で校長から講話 家庭地域教育学級で講演会

	「いじめ事案の経過と課題の共有」 「気になる児童の変容」			
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> わくわくタイム(たてわり活動) 6年生を送る会 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) アンケート原本の保管(5年保存) 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観⑦ 学級懇談会③の中で保護者啓発 学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)
- 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 伏見中学校ブロックで、図書館教育を中心にして、子どもたちの豊かな情操を養うために連携を深める。

- 回数や時期については現在未定。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。

関係機関とも連携し、問題解決に向けての取組を進める。